

■各種事例・取組結果における共通認識及び条例の構成案について

1. 進め方

現在、条例の検討に当たって、様々な取組を進めており、第6回会議でも示したとおり、取組と並行して条例の構成や骨子、素案についても検討を進めていきます。

他自治体の事例や各種実施結果について、参考となる例や、そこから読み取れる点、いかした方が良いと考える点、また一方で、参考としない方が良いと思う点などについて、各委員のお立場からお話いただき、会議体としての委員間の共有認識を持っていただきたいと思います。

本日の論点である構成案については、他自治体の事例や各種実施結果の共通認識をご議論いただいた上でまとめていくもので、**本日決定するものではありません**。「2. 条例の構成案」は、他自治体の事例や各種実施結果を参考に、条例の大枠について議論をするために、一度たたき台として示したものです。共通認識を持っていただいた上で、その後の議論として、大まかな構成案についても、現時点でのものとして言及いただきたい。

※次回以降の会議では、各種実施結果（特にアウトリーチヒアリング）を踏まえながら、具体的な対象の範囲や、盛り込むべき子どもの権利や各主体の責務、条例の普及や権利の救済等の詳細について具体的な議論を進めていきたいと考えています。

※既に各種取組を実施していますが、今後議論を進めていく中で検討・具体化していく**条例案**については、今後改めて子どもに見せる等意見を聴く場を設けながら進めていきます。

（アウトリーチヒアリングについては、3月の会議において途中経過を報告予定）

2. 本日の論点

(1) 他自治体の事例*や各種実施結果（WEB アンケート、シール投票等）について、参考となる例や、そこから読み取れる点、分かること、いかした方が良いと考える点、また一方で、参考としない方が良いと思う点などについても、各委員のお立場からお話いただき、**会議体としての委員間の共有認識を持っていただく**。

(2) 上記の点について、共通認識を持っていただいた上で、その後の議論として、**大まかな構成案**についても、現時点でのものとして言及いただきたい。（具体的な細かな内容はアウトリーチヒアリングの途中経過が出る次回以降の議論を予定。）

※他自治体の事例については、第1回会議資料 4-1（特に自治体の比較表）及び 4-2 についても改めてご参考にお目通しください。

3. 条例の構成案（たたき台）

以下の構成案をたたき台として、論点（１）を踏まえ、加えるべき視点や要素、相応しくないと思われる視点や要素等、全体的な構成についてご議論いただきたい。

※具体的なイメージについては「3. 構成案における各要素のイメージ（例）」を参照。

| | | | |
|------------------|---------------------|----------------------|-----------------|
| (1) 前文 | (2) 条例制定の主旨・目的 | (3) 定義 | (4) 子どもの権利 |
| (5) 大人の役割・責務 | (6) 保護者の役割・責務 | (7) 施設関係者の役割・責務 | (8) 地域住民の役割・責務 |
| (9) 事業者の役割・責務 | (10) 市の役割・責務 | (11) 子どもの役割・責務 | (12) 虐待の防止 |
| (13) いじめ・差別の防止 | (14) 子どもの健康と育つ環境づくり | (15) 安心・安全に過ごせる環境づくり | (16) 子どもの居場所づくり |
| (17) 意見表明及び参画の促進 | (18) 子どもの貧困の防止 | (19) 子育て家庭等への支援 | (20) 条例の普及・啓発 |
| (21) 相談・権利擁護 | (22) 推進計画・効果検証 | | |

本日の論点（２）はこの部分

※「2. 条例の構成案」「3. 構成案における各要素のイメージ（例）」で示しているものは、現時点で市として考えている項目ではなく、議論のテーブルにあげるものとして示しているものとなりますので、今後議論が必要です。

3. 構成案における各要素のイメージ（例）

(1) 前文

本条例の考え方として基本となる理念やメッセージについて記載。

※市の関連法規や WEB アンケート、アウトリーチヒアリングの実施結果等を踏まえ、子どもの声を反映しながら作成。

(2) 条例制定の主旨・目的

子どもの視点に立った施策を総合的に推進していくために、子どもに関する各分野において、重視すべき基本的視点を一元的に規定するとともに、狛江市の子どもたちの権利の保障や、心も体も健やかに育つ環境整備のためにも、その理念を市全体で共有する仕組みにな

るものとして制定する。

(3) 定義

対象とする子どもの定義や言葉の定義などについて記載。

※特に、対象となる子どもの範囲と年齢について、市内の子どもだけを対象とするか、市内に通園や通学、遊び等に来ている子どもも対象とするか議論が必要。

※現時点では、子どもの定義：0歳～18歳未満を想定。

(4) 子どもの権利について

条例に規定すべき子どもの権利について記載。

※例えば、子どもの権利条約の4つの一般原則をもとに、以下のように規定することも考えられる。

(以下、一例)

●自分らしくいられる権利

- ・個性や多様性が認められ、ありのままの自分でいられること
- ・差別を受けないこと
- ・平等に扱われること

●自分で自分のことを決める権利

- ・様々なことに挑戦して失敗できること
- ・選択して自己決定できること
- ・自分らしく学び成長・発達できること

●生きる権利と成長・発達する権利

- ・命が守られ尊重されること
- ・健康で暮らし、医療を受けられること
- ・安心安全に過ごせること
- ・暴力、いじめ、虐待を受けたり、放置されないこと
- ・安心して休息し、自由に遊び、学びたいことを学べ、体験できること

●意見表明や参加する権利

- ・意見表明の機会が確保されること
- ・意見を表明できること及びその意見が尊重されること
- ・対話をして協働すること
- ・地域に参画すること

(5) 大人の役割・責務

子どもの権利の保障、擁護、支援、対話、環境づくり等について。

※大人の範囲について、通勤や通学、遊び等に来ている市外在住の大人の範囲とその責務について、どの範囲まで規定すべきか今後議論が必要。

(6) 保護者の役割・責務

子どもの養育や発達、権利の保障についての最も重要な役割であり、その自覚を持つこと、子どもにとっての最善の利益を考えて養育すること、必要に応じて市や関係期間への相談と支援を依頼すること等について。

※どの範囲まで規定すべきか今後議論が必要。

(7) 施設関係者の役割・責務

施設の安全確保、子どもがすこやかに成長できるよう適切な助言及び支援、安心して過ごせる場所づくり、子どもの権利についての理解を深めること等について。

※どの範囲まで規定すべきか今後議論が必要。

(8) 地域住民の役割・責務

個性や多様性が尊重され、ありのままの自分であることができる場所や多様な人と触れ合える環境づくりに努めること、市が行う子育てしやすい環境づくりへの協力、温かな見守り、地域住民の相互交流の推進、子どもの権利についての理解を深めること等について。

※どの範囲まで規定すべきか今後議論が必要。

(9) 事業者の役割・責務

子育てと仕事を両立できる職場環境づくり、子どもの権利についての理解を深めること、子どもの権利侵害をしない適切な配慮等について

※どの範囲まで規定すべきか今後議論が必要。

(10) 市の役割・責務

子どもに関する施策の実施、子育てに関する施策の実施、保護者や地域住民等の各主体への必要な支援、子どもの権利についての理解を深めること等について。

※どの範囲まで規定すべきか今後議論が必要。

(11) 子どもの役割・責務

自分だけでなく他人も大切にし、基本的な社会のルールを守ること、子どもの権利と基本的な社会のルールを学び、大切にすること、他の人がもつ権利を尊重し、自分の権利を実現

できること、いじめや差別などを行わず、なくなるよう努めること、発達状況に応じて社会の一員としての責任と役割に対する理解、学び等について。

※どの範囲まで規定すべきか今後議論が必要。

(12) 虐待の防止

虐待をしない、受けないこと、市の予防・支援施策について等。

(13) いじめ・差別の防止

いじめられたり、差別されたりすることなく安心して過ごせること、市の予防・支援施策について等。

(14) 子どもの健康と育つ環境づくり

子どもの健康保持・増進と自分らしく育つ環境づくりについて等。

(15) 安心・安全に過ごせる環境づくり

有害又は危険な環境から守るための安全で安心な環境づくりについて等

(16) 子どもの居場所づくり

個性や多様性が尊重され、ありのままの自分であることができる居場所づくりの推進、多様な人との交流等により豊かな人間性を育むことができる機会の提供について等。

(17) 意見表明及び参画の促進

子どもの意見表明と市政に参画する機会の提供について等。

(18) 子どもの貧困の防止

貧困の防止と解消に向けて、すべての子どもが健やかに育つことができる環境づくりについて等。

(19) 子育て家庭等への支援

経済的及び社会的支援、障がいの有無や発達の段階にかかわらず家庭状況に応じた支援と子育てしやすい環境づくりについて等

(20) 条例の普及・啓発

広報・啓発活動の実施、学ぶ機会の確保について等。

(21) 相談・権利擁護

安心して相談や救済を求めることができる体制の整備

※日常的に相談できる窓口体制、調査機関、権利侵害に対する救済措置や、権利擁護委員、権利擁護委員会等について今後議論が必要。

(22) 推進計画・効果検証

条例の推進に関する施策についての計画の策定、効果検証と公表について等。

※第3期こまえ子ども・若者応援プラン等との整合を図る必要あり。